

令和2年第1回臨時会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 5 月 1 2 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 行政報告

第 4 議案第 1 号～議案第 4 号

提案～採決

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	都志今朝一
2番	山崎文直	7番	加藤泰久
3番	原源次	8番	小坂泰夫
4番	藤城栄文	9番	三澤澄子
5番	笹沼美保	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一 直	健康福祉課長	伊藤千登世
副村長	原茂樹	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	松澤厚子	教育次長	伊藤弘美
財務課長	唐澤英樹	代表監査委員	原浩
住民環境課長	清水恵子		

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤 さゆり
議会事務局次長	高木 謙治

## 会議のてんまつ

令和2年5月12日

午前10時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（丸山 豊） 御苦労さまです。

ただいまから、令和2年第1回南箕輪村議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に御報告いたします。

清水教育長が、所用のため欠席する旨の届出がありました。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番、都志今朝一議員、7番、加藤泰久議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。

先ほど議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） 御苦労さまです。

議会運営委員会の報告をいたします。

本日召集されました令和2年第1回南箕輪村議会臨時会の会期日程につきまして、先ほど議会運営委員会を開催しました。次のように決定しましたので、報告をします。

本臨時会に付議された事件は、議案が4件、報告が1件であります。

したがって、会期は、本日5月12日限りとします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日5月12日限りに決定しました。

なお、本臨時会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

本日、令和2年第1回の議会臨時会の招集を申し上げましたところ、全議員の御出席をいただき、開会できますことにお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、全国に緊急事態宣言が発信され、国民一丸となって感染防止に取り組んでおるところでございます。5月4日に現在の状況を踏まえて、5月31日まで緊急事態宣言が延長をされました。これも5月14日どうなるかという、こんな状況

であります。これまでの間、移動の自粛や休業等々、国民生活に深刻な状況が続いておるところであります。学校も休業となり、子供たちには気の毒な思いをさせております。また、学習の機会も奪われております。先が見通せない不安もありますが、かなり感染拡大防止に向けて努力をしていかなければならないと思っておるところでございます。

国の緊急事態宣言の延長を踏まえて、都道府県の差異はありますが、長野県の方針も示されたところでもあります。村では県の方針を踏まえまして、5月15日までは今の対応を継続し、5月16日以降は、職種によっては異なりますが、感染予防対策を実施しながら、また規模や人数制限をしながら、住民の暮らしや経済活動等々を勘案し、事業の再開や施設の開館を段階的に行ってまいります。さらには、新たな生活様式の模索をしながら定着を図っていかねばならないと思っております。先ほども申し上げましたが、5月14日に見直しが見られるとの話もありますので、この辺は国県の動向を注視しながら、対策本部会議等を開きながら検討してまいりたいというふうに思っております。

また、県境を越えての往来というのは、今のところは5月31日までは自粛をしていただけるよう、周知に努めてまいります。長丁場になることは覚悟もしていかなければなりません。いずれにいたしましても、国を挙げて、国民挙げて、この感染拡大を防いでいかなければならないということでもあります。

一方では、経済対策といいますか、経済をどうしていくのかという、この両面から考えていく必要があるんだろうなという、今の状況でございます。一番恐れるのは緩みであります。緩むことによって第2波が来る、こういったことのないように、経済活動の再開も視野に入れながら、またしながら、感染拡大を維持しながらということをやっていけば一番いいわけであります。新たな生活様式というような言葉も出てまいりました。ほんとに住民の皆さん一人一人が自覚を持って、これに取り組んでいっていただかないとなかなか難しい問題だなというふうには思っておるところではあります。村もこの辺は十分にPRをしながら取り組んでまいりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

さて、本臨時会は、国の特別定額給付金事業を初め、当面の村の独自支援策に関わる補正予算の御審議をお願いをいたします。定額給付金事業につきましては、昨日発送をいたしました。早ければ今日にも着く家庭もあるというふうに思っております。独自支援策につきましては、生活支援を柱に、企業支援を含めまして計上させていただいたところでもあります。この辺は今後の状況によりまして、さらに必要が出てくるものと思っております。その場合は、その都度相談をしながら、また進めてまいればというふうに思っております。

特にこの生活支援、村内企業応援商品券の配布もできるだけ早くとの思いで、1人2,000円として補正予算に計上をさせていただいたところでもあります。財源には限りがありますが、できる限りの支援はしていかなければならない、緊急事態ということ考えておりますので、その辺もよろしくお願いをしたいというふうに思います。

本臨時会にお願いする案件につきましては、専決処分3件と補正予算1件であります。全議案お認めをいただけますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） 日程第3、行政報告を行います。これを許可します。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。報告第1号は、令和元年度南箕輪村一

般会計繰越明許費繰越計算書であります。別紙13事業に関わります繰越明許費計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

細部につきましては、報告書を御覧ください。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これで行政報告を終わります。

日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度南箕輪村一般会計補正予算（第12号）であります。子ども・子育て支援臨時交付金の額が確定したことに伴うもの、また、令和2年度への繰越明許費4件の追加などが主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,523万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億5,862万7,000円としたものであります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年3月19日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項により、議会の承認をお願いするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御承認をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」に係ります令和元年度南箕輪村一般会計補正予算（第12号）の細部説明を申し上げます。

令和2年第1回定例会の閉会后、間もなく、国から子ども・子育て支援臨時交付金の額が示されました。また、第1回定例会で議員からも御質問があったところがございますが、村内に放課後デイサービスの事業所を開設しようとする方がおられ、村からの助成制度を新たに設けさせていただくこととしたこと等によりまして、急遽予算の補正をさせていただいたものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、歳入から御説明を申し上げます。予算書案の7ページを御覧いただきたいと思います。

11款2項1目の子ども・子育て支援臨時交付金でございますが、当初予算では幼児教育無償化に伴います本交付金の算定基準というものが国から示されておらず、10月から半年分の保育料の減額見込みということで4,800万円を計上させていただきました。3月19日に交付額が示されましたので、増額をしたものでございます。

次の18款2項1目、不動産売払収入の追加ですが、南殿地籍になりますが、企業の事業用地に隣接をいたしまして、現在使われていない水路の水路用地、用悪水路がございました。

この企業に払下げをいたしましたので、売払収入を計上するものでございます。面積では803.8平方メートル分ということでございます。

おめくりをいただきまして、歳出でございます。

3款1項1目、0306障がい者福祉事業の19節でございますが、村では、障がい者の日常生活及び社会生活への総合的な支援の一環として、グループホームの整備に対する補助制度を設けておりましたが、一層支援を進めるため、補助対象に放課後等デイサービス事業を行う事業所を加えることとさせていただきます。折しも、事業所開設に向けて建物の改築を行いたいというお話がございましたので、補助金を追加させていただいたものでございます。なお、整備の完了は令和2年度となるため、繰越明許費とさせていただきます。

次の14款、予備費で歳入歳出調整をさせていただき、5,423万9,000円の増額といたしました。

続きまして、第2条の繰越明許費の補正でございますが、4ページを御覧いただきまして、4件の追加でございます。

1件目は、歳出で申し上げました障がい者グループホーム等施設整備事業補助金の関係でございます。

次の6款1項、強い農業・担い手作り総合支援交付金事業補助金は、令和元年東日本台風により被害を受けた農業用施設の復旧に係る補助金の関係になります。施設復旧の完了が2年度になるものということでございます。

次の6款2項、林業費の2事業につきましても、請け負った業者ですけれども、令和元年東日本台風の被害の災害復旧のほうも手がけていたということで、これに専念しなければならなくなったということで、これは法律に基づいてということのようでありますけれども、そのため、工期の延長が必要になったということによるものでございます。これによりまして、既決の事業と合わせ明許繰越しする事業につきましても、13事業となったところでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。9ページの歳出の障がい者グループホームの施設整備についてでありますけれども、この内容について、施設名と受入れ人数、それから、どんなような内容でデイを行うのかということが分かっていたら教えていただきたいと思っております。

議長（丸山 豊） 伊藤課長。

健康福祉課長（伊藤 千登世） 事業所名でございますけれども、かえですくーるでございます。内容は放課後等デイサービス、受入れ人数は10名でございます。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村税条例等の一部改正であり、固定資産税の所有者不明土地等に係る課題への対応などが主な内容であります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、そのうちの一部が令和2年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村税条例等の一部を改正する条例を令和2年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項により、議会の承認をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御承認をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 英樹） それでは、議案第2号、南箕輪村税条例等の一部を改正する条例の専決処分についての細部説明を申し上げます。

新旧対照表により説明をいたしますので、議案書の7ページを御覧ください。アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

まず、改正文の第1条関係、南箕輪村税条例等の一部を改正する条例であります。

36条の3の2から3の3にかけてであります。これは、給与所得者、公的年金受給者が単身児童扶養者、いわゆる未婚の独り親に該当する場合において、申告書への記載方法を簡素化するなどの所要の措置に伴うものであります。

8ページの中程になりますけれども、第48条は、法改正に伴う適用条項の項ずれによる整備を行うものであります。

その下、第54条、固定資産税の納税義務者等でありましたが、第2項、第4項につきましては、文言の整備であります。

9ページに移りまして、第5項が新たに追加になりまして、所有者が不明の土地につきまして、使用者を所有者とみなすことの制度化が規定されました。

第6項、第7項は、項ずれ及び文言の整備を行うものであります。

11ページに移りまして、61条、61条の2は、法改正に伴う適用条項の項ずれによる整備にであります。

おめくりをいただきまして、12ページであります。第74条の3として新たに追加になるものであります。固定資産の所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、現所有者に対しまして、申告の制度化をうたうものであります。

第75条は、条項の追加に伴う文言の整備となります。

その下、第96条の第2項では、たばこ税の課税免除の適用に当たっての必要な手続の簡素化に関するものであります。

13ページに移りまして、第98条、131条は、適用条項の項ずれによる整備であります。



おめくりをいただきまして、14ページからの附則でございますが、第6条、7条の3の2は、元号改正に伴う新元号への改正となります。

第8条は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例を3年間延長するものであります。

15ページに移りまして、第10条は文言の整備、第10条の2は、いわゆるわがまち特例の規定になりますが、法改正に伴う適用条項の項ずれ等によるものであります。

17ページに移りまして、第11条の2から22ページにかけては、元号改正に伴う新元号への改正及び文言の整備であります。

次に、23ページをお願いいたします。

改正文の第2条関係、令和元年条例第6号の南箕輪村税条例等の一部を改正する条例の一部改正となります。それぞれ不用となる条項を削除するものであります。

24ページをお願いいたします。

改正文の第3条関係、平成27年条例第24号の南箕輪村税条例の一部を改正する条例の一部改正となります。元号改正に伴う新元号への改正となります。

おめくりをいただきまして、26ページから30ページであります。改正文第4条関係の平成30年条例第15号の南箕輪村税条例等の一部を改正する条例の一部改正となります。これも先ほどと同様、元号改正に伴う新元号への改正、また、それに伴う文言の整備であります。

最後に、議案書の5ページにお戻りをいただきたいと思っております。

附則であります。この条例の施行日は令和2年4月1日からとなります。また、併せまして、村民税と固定資産税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上、専決処分とさせていただきます南箕輪村税条例等の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村国民健康保険税条例の一部改正であり、基礎課税額に係る課税限度額の引上げと経営判定所得の見直しが主な改正であります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和2年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 英樹） それでは、議案第3号、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、細部説明を申し上げます。

新旧対照表によりまして細部説明を申し上げますので、議案書の2ページを御覧いただきたいと思います。

まず、第2条第2項課税額の改正であります。国の制度に合わせまして、税負担の適正化を図るため、基礎課税額に係る課税限度額を現行の61万円から63万円に引き上げるものであります。

第4項では、介護納付金課税額に関わる課税限度額を16万円から17万円に引き上げるものであります。

第21条第1項前段の改正も同様のものであります。

3ページに移りまして、第21条第2号の改正は、軽減判定所得の見直しとなります。この改正は、物価上昇等の影響で軽減対象者が縮小しないようにするものであります。第2号では5割軽減に関わるもので、この対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の28万円から28万5,000円に引き上げるものであります。

第3号は、同じく2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行の51万円から52万円に引き上げるものであります。

その下の附則第4項、第5項であります。長期及び短期の譲渡所得に関わる課税の特例で、法改正に伴う関係条項の追加となります。

議案書の1ページにお戻りをいただきまして、附則であります。この条例の施行日は令和2年4月1日からとなります。ただし、附則第4項、第5項につきましては、令和3年1月1日からとなります。併せまして、この条例の適用区分について定めており、令和2年度以後の国民健康保険税について適用となります。

以上、専決処分とさせていただきます南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。この改正によりまして、どのぐらいの税収が増額になったのかを教えてくださいたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐澤課長。

財務課長（唐澤 英樹） あくまでも見込みになりますけれども、まず賦課限度額の引上げによる影響でありますけれども、医療分の賦課限度額につきましては、約15世帯、この15世帯につきましては、ほとんどの方がもう既に超過額を超えておりますので、同じ数ということで、ここで約30万円、それから介護分の賦課限度額につきましては、約10世帯でありまして、これも変わりはありませんので、約10万円、こんなような形で見込んでおります。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第4号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別定額給付金を初め、地方創生臨時交付金を活用した村の独自施策の費用などが主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ17億8,113万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億6,113万9,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第4号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」の細部説明を申し上げます。

本補正予算には新型コロナウイルス感染症対策関連の各事業の関係経費を計上しておりますけれども、先ほどの全員協議会におきまして、各事業の詳細につきましては説明をさせていただきましたので、重ねてになりますが、よろしく願いいたします。

本補正予算は、歳入歳出予算の補正のみでございます。歳出から御説明申し上げますので、予算書案の9ページを御覧いただきたいと思います。

2款、総務費、1項1目、0201一般管理事務の3節は、特別定額給付金交付事務に係りません職員の時間外手当分でございます。

次の13目、0221企画調整管理事務の12節でございますが、県外から帰省ができない学生に対しまして、大芝高原味工房のおやきや森のアイスを贈り、支援をしようとする事業の委託費でございます。

次の18目、0243特別定額給付金事業は、1人10万円が給付をされます国の特別定額給付金事業の給付金及びその事務に要する経費でございます。

次に、10ページ、3款、民生費でございますが、1項1目、0301社会福祉総務事務の19節新型コロナウイルス感染症対策緊急福祉給付金でございます。高齢者のみや障がい者がおられる低所得世帯に1万円を支給するものでございます。

次に、2項1目、0333子育て世帯臨時特例給付金事業でございますが、児童手当の給付対象者に対し、別に1万円を交付するという国の子育て世帯臨時特別給付金事業の給付金及びその事務に要する経費でございます。

おめくりをいただきまして、2目、0340保育園運営事業の10節は、国からの交付金を受けてマスクなどの資材を購入するもの、18節は、村の保育園以外の幼稚園等に通う子供に対しまして、村保育園に対する者と同様に給食費2か月分の保護者の負担がなくなるよう、村が代わって負担をするものでございます。

次に、4款、衛生費でございます。2項2目、0411塵芥処理事業でございますが、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、特に一般ごみとは区分して処理する必要があるごみの処理のための委託料ほかということでございます。

おめくりをいただきまして、7款、商工費でございます。1項2目、0702商工業振興事業の18節は、県と市町村が連携して、営業自粛等の要請に応じていただいた事業者に対し支払われます30万円の協力金、これの村負担分でございます。

次の0710生活支援・企業応援商品券事業は、新型コロナウイルス感染症の第1波が収束をし、現在5月末までとされております外出自粛要請の解除がなされるなどいたしまして、そういった状況になれば、状況を踏まえつつ、実施をしていきたいと考えておるものでございますが、村民の生活支援と村内企業の応援を目的といたしまして、全ての村民の皆さんに村内の店舗で利用できる商品券2,000円分を交付し、御利用いただくという事業に係る経費でございます。

次に、14ページの9款、消防費の1項5目、0930防災対策事業でございますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、これまで備蓄をしておりましたマスク等の資材を相当数使用をしておりますので、今後備え購入し、備蓄をしていくものでございます。

おめくりをいただきまして、10款、教育費でございますが、1項4目、1005教育振興事務は、国の元年度補正予算並びに2年度補正予算に計上されましたGIGAスクール構想に基づく補助制度を活用いたしまして、児童生徒1人1台となるよう、タブレットを購入するなど、学校ICT推進の授業を行うための経費を計上したものでございます。

次の2項3目、1013給食センター事業と、その次の1019南部小学校給食事務は、児童生徒がいらっしゃる御家庭の経済的負担を軽減するため、給食費二月分に相当する額を村が負担することとし、学校給食の会計のほうへ補助をするものなどでございます。

次の3項1目、1020中学校管理事務でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行が延期となっておりますが、キャンセル料を求められており、御家庭の経済的負担を軽減するため、相当額を村から補助金として交付をしようとするものでございます。

おめくりいただきまして、14款、予備費で歳入歳出調整をさせていただきますと、補正後の予備費の額は5,353万円となります。

18ページと19ページの給与明細書でございますが、特別定額給付金交付事務に係ります会計年度任用職員の報酬等でございますので、こちらはお目通しをお願いいたします。

次に、6ページにお戻りをいただきまして、歳入でございます。

14款、分担金及び負担金の2項3目2節、保育園児童措置費負担金の減額でございますが、小中学校と同様に、村内の保育園に通う園児がいらっしゃる御家庭の経済的負担を軽減するため、給食費、3歳未満児の場合は保育料のうちの給食費相当額ということで、二月分を免除することとし、当該負担金額分を減額するというものでございます。

おめくりをいただきまして、16款、国庫支出金の2項2目2節、企画振興費補助金でございますが、特定定額給付金事業補助金、こちらは全額の補助になりますが、15億7,500万円と地方創生臨時交付金7,695万4,000円でございます。このうち、地方創生臨時交付金につきましては、県と市町村が連携して交付をしております新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援金の村負担分ということで400万円、それから、小中学校のICT整備に1,018万5,000円を充当するほかは、新型コロナウイルス感染症対策の村独自事業に充当をいたします。

次の3目2節、児童福祉費補助金でございますが、子育て世帯臨時特例給付事業に係る補助金、事務費分を含めまして2,806万6,000円と保育対策総合支援補助金178万5,000円でございます。いずれも全額の補助ということでございます。

次の10目3節、教育費補助金でございますが、学校ICT整備に係る補助金等でございます。

8ページの21款、繰越金の増額でございますが、元年度決算の調整につきましては、出納閉鎖期間終了後となりますが、歳入関係で4,000万円超の予算超過が見込まれますので、今回増額計上いたしまして、財源とさせていただくものでございます。

以上で細部の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（丸山 豊） これから、議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、小坂議員。

8番（小坂 泰夫） 小坂です。2点確認で、1点は私の勘違いなら申し訳ないんですけど、まず1点目が、13ページの1番下ですね。補助金の生活支援・起業応援のこの起は字が間違いじゃないかということで、お願いします。

続きまして、これがすみません。私が理解不足だったら申し訳ないです。7ページの科目でいうと02国庫補助金、上のほうの説明になりますと、地方創生臨時交付金10の（0710）の企業応援で正しい字があると思います。ここの額は先ほどの支出とは違う額ということでよろしいんですね。すみません。私、なぜ額が違うのか理解してなかったんで、申し訳ないです。

以上です。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 13ページの起業応援商品券の起の字につきましては、間違いでございます。訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それから、2点目の御質問ですけれど、事務費を含めて同額になるかと思われませんが、よろしいでしょうか。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はありませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。15ページでタブレットの購入等、これからの学校教育の中でのICT環境を整えていくということの予算でありますけれども、この間、この経過でありますけれども、学校休業が国で一応宣言されて、国・県・村というふうにして決めてきているわけですが、今回の学校休業と、これからの学校教育の在り方ということ、実は、また秋、冬に第2波が来るっていうのは確実に言われている中で、そういうときにまたどういうふうにするのかっていうことも含めて、この間、ずっと2か月以上、学校の教育がまともに行われていないわけで、今回の再々延長については、分散登校しながらやっているとということですが、休みについての基準というか、村としての独自判断で、きちんとした教育を保障してっていう内容が少なくとも保護者の皆さんには伝わっている、子供たちにも、安心してこれから教育受けられるんだっていうことのメッセージが伝わっているのかどうかっていうことも含めて、その判断基準ですね。県内でも独自に判断している

ってということがあって、昨日から再開しているところもあるわけで、14日に国としては判断するってということで、南箕輪としては県の方針に従っているってということになるわけですが、この間、ずっと陽性者が出ていない上伊那の中で、どうして昨日から再開っていうふうにならなかったのかなということも含めて、できるだけ学校できちんと学ぶっていうことを村としてきちんと判断していく裏づけになるものというものが説明ができるのかどうかっていうことをお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 教育長がおられませんので、私のほうでお答えさせていただきます。

学校関係につきましては、今、23日から再開をするということになっております。こちら辺の対応は、それぞれ地域の状況によって分かれておるところであります。大方が23日からという部分、それから今月いっぱいという地域、それから既にやっておるという地域、この辺につきましては、地域地域の状況というのはかなり違うわけであります。学校にいたほうが密にならずに安心であるという、こういう地域もかなりあるようであります。本村の場合には、御承知のとおり、分散登校をしない限り、超過密になってしまう学校でありますので、そういうことを加味して、22日まで休業とさせていただいたところあります。この辺は地域の状況に応じてということで、県も柔軟に対応を示しておりますので、こういったことを加味して、教育委員会で決定をされたという、こういうことであり、それを受けて対策本部で最終決定をしたということでございます。

基準ということでもありますけれども、これは感染等々の状況も踏まえて考えていかなければならないということでもありますし、同時に地域の学校の状況、これも1つ大きな要素になるかというふうに思います。かなりの空き教室や使える教室がある場合には、そういった面を緩やかにできるのかなというふうに思いますけれども、本村の場合は既に学校が手いっぱいという、教室が手いっぱいという状況もありますので、この辺はそんな判断をさせていただいたということ御理解をお願いしたいと思います。

また、今後につきましては、これからの状況を踏まえて、教育委員会や村の対策本部で十分に検討してまいりたいなというふうに思います。できる限り、学びの機会を奪うことのないような措置ができれば一番理想でありますので、それらを踏まえまして、感染防止等、共に考えていく必要があるというふうに思っておりますので、2点から考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） もちろん学びをしっかりと保障していくということが一番大事ななというふうに思うんですけども、いろんな方法の中で、いろんな生活の在り方も変わってくるということの中になれば、学校もそういう形でやらざるを得ないのかなということはあるわけですが、一方で先生たちの負担というか、そういうふうになった場合、教室もそうですけども、先生たちが何倍にも同じことを繰り返すとかってということになると、先生たちの加配ってことも考えなきゃいけないのかとか、そこら辺も考えるわけです。現状で今先生たちの負担の、これからICTも入れば余計そうなんですけれども、そういうところも含めて、どれだけのことをきちんとしていかれるのかということもちょっとお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 伊藤次長。

教育次長（伊藤 弘美） 先生方の負担ということでございます。まずICTの関係、これは慣れるまでは本当に大変かなと思っておりますが、今の休業期間中にも、先生方、一生懸命研修等、学んでいただいております。そういった中で、それが行く行く、働き方改革、そういったものにもつながっていけばいいのかなと思っております。そういった面で、このコロナの関係はピンチではありますが、また前向きに捉えていただいて、今後を考えていただきたないと思っております。何しろ、今後のことにつきましては、どうなっていくのか全く予想はできないところではございますが、あくまで予想できる範囲の中で、こうなったらどうしていったらいいんだろう、そういったことも常々考えながら、校長先生、また先生方とも集まっていたいただいて話し合いを進めておりますので、また、そういった国・県の様子も見ながら、対応を考えてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 賛成討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

議案第4号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 慎重な御審議をいただく中で、原案どおり全議案お認めをいただきまして、ありがとうございます。

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、各種イベントや事業の中止が余儀なくされております。状況を考えればやむを得ない措置でありますので、その点はぜひ御理解をお願いいたします。

また、本日、午後でありますけれども、大芝高原まつりの最終判断をさせていただきたいと、正副会長会で決定をさせていただきたいと思っております。各イベントのそれぞれの責任者の御意見は全て伺っておりますので、それを踏まえまして、最終決定をさせていただきたいというふうに思っております。

まだまだ新型コロナウイルスへの対応は続いてまいります。また、第2波が起こらないような新たな生活様式の定着も図っていかねばならない、併せて経済活動も再開をさせていかねばならない、ほんとに難しい判断を迫られておるところでありますけれども、感染拡大をしながら両立ができるような、そんな対応をしていかねばならないと思っております。

今年度、多くの事業を計画しておりますけれども、予定どおり、これらの事業は進めてまいりたいというふうに考えております。間に合わない面も出てこようかと思っておりますけれども、繰越明許等含めて、全事業をやっていければというふうに思っております。併せまして、新型コロナウイルス関係にもしっかりと対応してまいりますので、議員各位の御協力、御理解、そして様々な御提言をいただければというふうに思っております。

慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（丸山 豊） これをもちまして、令和2年第1回南箕輪村議会臨時会を閉会します。



事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕  
議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

閉会 午前10時54分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員